

調布・生活者ネットワーク

市議会議員
木下安子

調布・生活者ネットワーク
〒182-0022 調布市国領町 8-1-13
TEL/FAX: 042(487)3087
email: waku2seikatusha@mpd.biglobe.ne.jp
HP: http://chofu.seikatsusha.net/

活動レポート第131号 2021.1.25
発行責任者 八木昭子

新型コロナ感染の拡大や陥没事故など、大きな課題を抱えたままの年明けとなりました。市民生活に寄り添い、誰も取り残さない政治の実現を目指し、2021年も生活者の声を政策につなげていきます。

第四回定例会 一般質問

家族をケアする子どもたち(ヤングケアラー)に 子どもの権利の視点に立った支援を

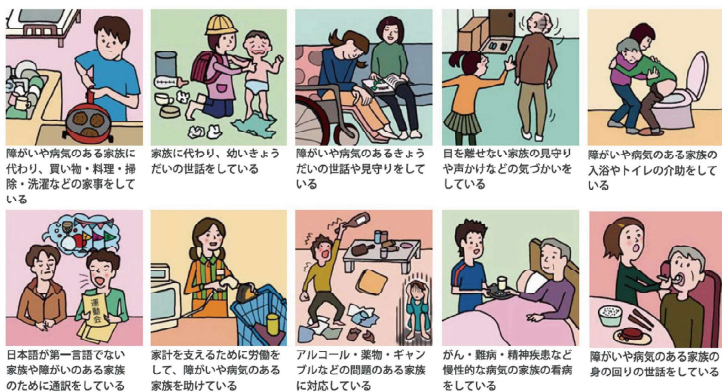
ヤングケアラーとは？ 市の認識を問う

少子高齢化や核家族化などの影響で、家族介護者の人生への介護負担の増加が社会問題となっています。日本国内でも、高齢の家族に加え、障がいや病気のある家族を無償でお世話する人のことを、幅広く「ケアラー」と呼び、支援の対象として考える動きが始まっています。その中でも「ヤングケアラー」は、大人並みに家族のケアを担う18歳未満の子どもの指します。

ヤングケアラー（子どもケアラー）

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

©一般社団法人日本ケアラー連盟 2015



ヤングケアラーはまだ成長過程にいる子どもです。大人のケアラーへの支援と同じ基準ではなく、子ども時代に必要な育ちや学びを保障する、子どもの権利の視点に立った支援が必要です。市長からは、調布市子ども条例にもとづいた個々に応じた支援が必要との認識が示されましたが、関係部署の連携も含め、具体的な支援が進むよう今後も求めていきます。



ヤングケアラーの実態調査を

ヤングケアラーは存在が非常に見えにくいいため、周知啓発の目的も兼ねた実態調査が必要です。2020年3月にケアラー支援条例を制定した埼玉県をはじめ、いくつもの自治体が、学校教員やケアマネジャーなどを対象に独自の实態調査を実施しています。調布市で2015年に実施した「東京都子どもの生活実態調査」によると、クラブ活動に参加していない中2(全体の10%)のうち5%が「家族の世話や家事が理由」と回答していることから、市内にもヤングケアラーがいることは確実です。市独自の实態調査を求めましたが、厚生労働省が予定している実態調査をまずは注視するとの答弁に留まりました。

具体的な支援に向けて 関係部署と地域の連携づくりを

ヤングケアラーは、高齢の家族や病気の親を世話する子ども、障がいのある兄弟のケアをする「きょうだい児」などさまざまです。支援には関係部署や地域の連携が不可欠です。調布市は高齢者総合計画にいち早くケアラー支援を位置づけ、具体的な取組みを進めています。ヤングケアラーについても認識を深め、具体的な支援に向けた連携づくりの足がかりとなるよう、今年春に改訂される高齢者総合計画や今後改訂予定の障害者総合計画、地域福祉計画にもヤングケアラー支援の位置づけを求めました。2023年から策定予定の障害者総合計画への位置づけについては前向きな答弁がありました。また今年4月の福祉圏域再編に合わせて、関連部署・機関の連携を強化していくとのことです。すべての子どもの育ちが守られるよう、今後の取組みに注目していきます。